

### 1 介護報酬に係る費用(利用者負担1割分)

項 目	サービス1回当たりの料金	
	所要時間及び内容	訪問看護・介護予防訪問看護
<b>①基本額</b> 下段( )内は利用者1割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切捨てとなるので、1ヵ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。	20分未満	311単位
		(333円)
	30分未満	467単位
		(500円)
	30分以上～1時間未満	816単位
		(874円)
	1時間以上～1時間30未満	1,118単位
		(1,197円)
<b>②加算</b> 基本額に加え、算定要件を満たすサービスを提供した場合、算定いたします。	サービス体制強化加算	6単位
		(7円)
	退院時共同指導加算	600単位
		(642円)
	初回加算	300単位
		(321円)
利用者負担1割分の計算方法	①の1ヵ月のサービス合計単位数×10.70円×10% +②の加算単位数×10.70円×10%	

◇ 表中の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準とします。

◇ サービス体制強化加算について

**\*サービス体制強化加算(6単位/1回)**

「研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されている」場合算定可能。

◇ 退院時共同管理加算および初回加算について

### \*退院時共同指導加算

病院や介護保険施設等から退院、退所される方に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な管理を必要とする方は2回)に限り算定する。ただし、初回加算を算定する場合は算定できない。

### \*初回加算

新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護サービスを提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定する。ただし、退院時共同指導加算を算定する場合は、算定できない。

## 2 介護保険外のその他の費用

項目	金額	説明 (訪問看護・介護予防訪問看護)
交通費	実費	事業所の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護は、訪問看護員が訪問するための交通費が通常の実施地域を越えた所からかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。 1. 1kmあたり30円を徴収 2. おおむね34km以上 1000円を上限とする
指定訪問看護以外のサービス	実費	2時間を越える訪問看護を行った場合、別途保険適用外負担として、 1回 4,000円を徴収致します。